

常陸国真壁郡における享保改革期の流作場・原地新田の開発 — 新田開発が及ぼす地域の変容 —

小野寺 淳

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| I はじめに | IV-1 原地新田検地の実施過程 |
| II 流作場・原地新田の分布と検地時期 | IV-2 谷嶋原の原地新田検地 |
| III 流作場新田の検地 | V 新田検地以後の地域変容 |
| III-1 流作場新田検地の実施過程 | V-1 流作場新田をめぐる秣場争論の発生 |
| III-2 井出村海老沢村の流作場新田検地 | V-2 原地新田の新生産と獣害の発生 |
| IV 原地新田の検地 | VI おわりに |

I はじめに

享保改革の農村政策は、過去数年の平均収穫量を基準に課税する定免法の施行と、享保7年(1722)幕府勘定所に新設された新田方による新田開発の奨励であった。この農村政策を享保改革の末期に推進したのは、幕府勘定奉行神尾若狭守春央である。神尾若狭守春央は「胡麻の油と百姓はしほればしほるほど出るもの也」と放言したとされ、年貢の増徴を断行した中心人物と評される¹⁾一方、年貢徴収の末端を担った幕府領の大庄屋制廃止²⁾など、地方支配の再編成を実行した。また、畿内・中国地方に対する農村政策として、坪刈によって実際の収穫量を算定し賦課する有毛検見取法の導入や、隠田の摘発によって年貢の増徴をはかったことが明らかにされている³⁾。

一方、関東地方に対して、神尾若狭守春央は勘定組頭堀江荒四郎に新田検地が可能な場所を調査させた。寛保2年(1742)の堀江荒四郎の報告によれば、新たな新田検地の対象として、関東諸河川の流域には流作場が10,000町歩、うち下利根川に4,000町歩、その他の原地、沼地の新田畑は6,000町歩になると見積もられている⁴⁾。このような合わせて16,000町歩に及ぶ新田が見積通りに検地されたとすれば、きわめて大規模な新田開発が行われたといわねばならない。

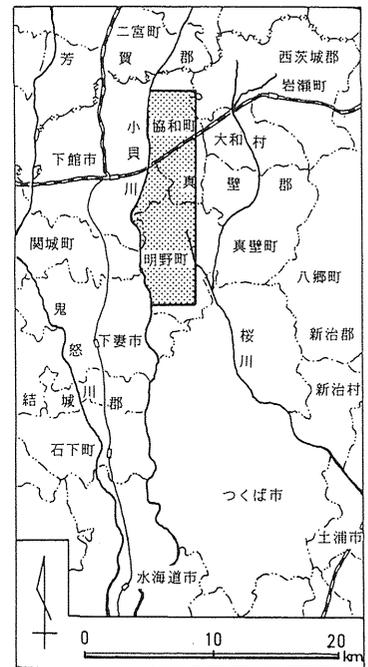
しかしながら、従来の享保改革期における新田開発の研究は、商業高利貸資本が投資の対象として行った町人請負新田に着目した研究が多く、上記のような幕府主導の主に村請の新田開発の研究は、さらに多くの事例研究の蓄積が必要と考えられる。もちろん、大石学⁵⁾、松尾公就⁶⁾、林敬⁷⁾、大谷貞夫⁸⁾、大関久仁子⁹⁾らによって、主に流作場新田検地に関する研究を通じた享保改革期の新田開発政策の意義が論じられてはいる。しかし、これと同時期に実施された原地の新田検地については付随的に扱われたに過ぎず、実証研究は行われていない。堀江荒四郎の報告にもあるように、幕府による享保改革期の新田検地の対象は、今日の堤外地である流作場、平地林と芝地である原地の双方であり、これをあわせて研究対象とすることが必要である。

そこで本研究では、常陸国真壁郡の小貝川左岸における流作場・原地新田検地の実態を解明し、享保改革期における新田検地が地域に及ぼした影響を考察することを目的とする。本研究は歴史地理学の立場からの新田開発研究であり、菊地利夫¹⁰⁾が主張するように新田の開発過程の分析にとどめることなく、また福田徹¹¹⁾が指摘した地域的な関連の中で把握する視点をより強調し、享保改革期から幕末までを視野に置いて、新田開発の過程とその開発によって影響が及ぼされる地域の変容についても考察することとした。近年における歴史地理学の新田開発研究は停滞している。これは、菊地利夫の画期的な著書に示された新田開発の発展段階論を克服できないことに起因している。本研究もまたその枠組みを超え得るものではないが、本研究によって歴史地誌学的とでも呼ぶべき研究の視点の可能性を模索してみたい。

Ⅱ 流作場・原地新田の分布と検地時期

寛保2年の堀江荒四郎の報告によれば、流作場・沼地新田の検地は関東諸河川の沿岸、なかでも利根川下流部で実施予定とされたのに対して、平地林の開発と考えられる原地新田の検地については、その対象地域が明記されていない。このため、関東地方のどの地域で原地新田検地が実施されたか不明であった。しかし、元文6年(1741)「指上申原地秣場新田林畑開発請証文之事」には、現在の埼玉県深谷市周辺の武蔵国榛沢郡、東京都三多摩の多摩郡、横浜市・川崎市周辺の橘樹郡、神奈川県茅ヶ崎市・厚木市周辺の相模国高座郡・愛甲郡、群馬県安中市周辺の上野国碓氷郡、伊勢崎市周辺の佐位郡、桐生市周辺の山田郡、栃木県の都賀郡・芳賀郡、茨城県取手市周辺の相馬郡、そして常陸国真壁郡・茨城郡の村々が対象とされたことが記載されている¹²⁾。これらの地域で実際に検地が実施されたかの検証は今後の課題であるが、以下のように、本研究で対象とする常陸国真壁郡、ならびに隣接地域でも新田検地が実施されたことは明かである(第1図参照)。

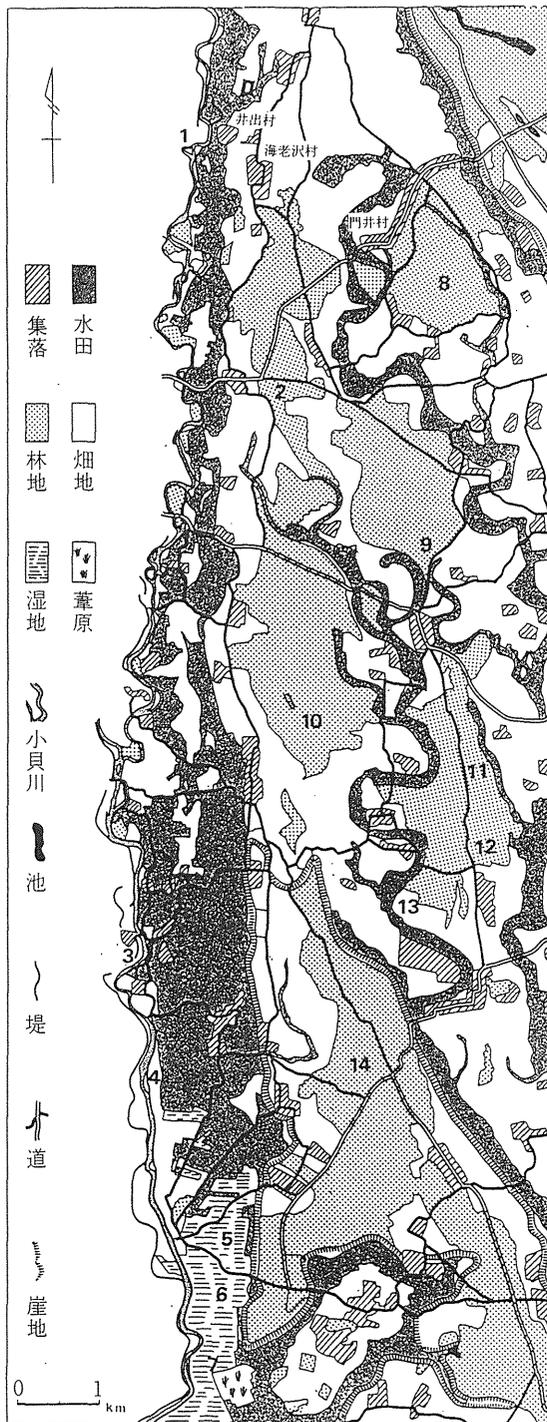
常陸国真壁郡における流作場・原地新田は、第2図に示したように、小貝川左岸の現在の真壁郡協和町と明野町に濃密に分布している。また、小貝川右岸で真壁郡の北にあたる下野国芳賀郡二宮町物井、高田、上江連において流作場・原地新田の検地が行われた¹³⁾。さらに、真壁郡の南に隣接する筑波郡の桜川流域、現在のつくば市玉取、栗原、若森において流作場・原地新田検地が実施された¹⁴⁾。すなわち、小貝川と桜川沿岸、ならびに両川に挟まれた筑波台地において、流作場・原地新田検地が実施されたことが確認できる。この地域は複数の領主によって支配された相給村落が卓越しており、幕府領のみならず、相給村落においても新田検地が実施されたのである。既存の自治体史の研究では確認できなかったが、猿島郡、現在の岩井市七郷矢作村でも新田検地



第2図の範囲を示す。

第1図 研究対象地域

- 1 井出村海老沢村流作場新田
4町1反6歩「井出村海老沢村入会流作場新田検地帳」稲葉茂家
- 2 猿郷11か村入会原地新田
横塚村35町8畝14歩「横塚村原地新田野帳」谷口喜雄家
蓮沼村97石7斗5升「乍恐以返答書奉申上候」谷口喜雄家
- 3 古内村流作場新田
1町7反5畝27歩「古内新田村鑑明細帳」新井包保家
- 4 海老江村流作場新田
4町3反8畝27歩「海老江村鑑帳」広瀬健子家
- 5 上谷原9か村入会谷原新田
38町7反6畝12歩「上下谷原新田秣場絵図」古橋茂家
- 6 中谷原4か村入会谷原新田
55町4畝15歩「上下谷原新田秣場絵図」古橋茂家
- 7 下谷原5か村入会谷原新田
60町歩「上下谷原新田秣場絵図」古橋茂家



- 8 谷嶋原地新田
54町8反2畝11歩「原地小前割野帳」海老沢藤助家（門井村37町24歩，細田村7反4畝21歩，徳永村7町4反5畝3歩，蓮沼村9町6反1畝23歩）
- 9 桑山村原地新田
7町1反5畝「御新田名寄写」大鳥一明家
- 10 妙原原地新田
吉間村21町3反7畝27歩「吉間村新田明細控帳」尾見恒夫家
- 11 猫鳥村原地新田
20町6反1畝18歩「猫鳥村明細帳」飯泉真家
- 12 田宿村原地新田
19町4反5畝24歩「差上申村鏡差出帳」古橋トモエ家
- 13 下妙原原地新田
8町9反1畝27歩「下妙原新田検地帳」古田部慎治郎家
- 14 松原原地新田
40町8反4畝6歩「松原村新田村鑑帳」古田部慎治郎家

第2図 常陸国真壁郡小貝川左岸における流作場・原地新田の分布

注1) 個々の文書史料より判明した新田のみであり，すべてを図示したものではない。なお，明野町史資料『明野の村明細帳と戸口』を参照した。

注2) 土地利用図は「第一軍管地方二万分一迅速図原図」明治17年をもとに作図した。「明治前期手書彩色関東実測図」日本地図センター。

が実施されており¹⁵⁾、真壁郡の東西に隣接する結城郡や茨城郡の幕府領や相給村落においても、流作場・原地新田検地が実施された可能性がある。

次に、第2図に基づき、常陸国真壁郡の流作場・原地新田の分布とその検地時期について検討する。協和町域における流作場新田は井出村海老沢村の1か所、原地新田は谷嶋原、猿郷、桑山村の3か所を確認することができる。井出村海老沢村の流作場検地は、後に詳述するように寛保3年(1743)から実施され、4町1反6歩が高入れされた。原地新田検地は延享3年(1746)4月から実施された。谷嶋原は門井村、細田村、徳永村、蓮沼村にまたがる入会地であったが、寛保2年(1742)の「原地小前割野帳」によれば、その開発予定面積は54町8反2畝11歩に及んでいる¹⁶⁾。猿郷は、聞き取りと「横塚村原地新田絵図」¹⁷⁾によると、現在の総合卸売りセンターから県西総合公園が建設された大字栗崎字申合に至る南北に細長い範囲と比定できる。新田検地以前の猿郷は11か村の入会地であり、その開発面積は後に推定するように、約80町歩に達している。桑山村原地新田は、現在の平地林の現存地区から推測すれば、隣村の知行村との間の平地林付近と考えられる。寛延元年(1748)の「御新田名寄写」¹⁸⁾によれば、桑山村では7町1反5畝が高入れされたが、これ以外の関連文書がなく、詳細は不明である。

明野町域では、検地面積が明確なもののみでも、原地新田が5か所、流作場新田が2か所、沼地の谷原新田3か所を確認することができる¹⁹⁾。このうち、流作場・沼地新田はすでに享保期末に寛播磨守によって検地が実施され、原地新田は協和町域と同様に寛保期の神尾若狭守による検地であった。明野町域の流作場新田は、享保16年(1731)に古内村が1町7反5畝27歩、海老江村が4町3反8畝27歩高入れされ、検地面積は不明であるが、東保末村、大林村でも同年に検地が行われた。このほか、検地面積は不明であるが、30年後の宝暦12年(1762)に下川中子村で流作場新田検地が行われている。谷原と呼ばれた小貝川の湿地は、上谷原は9か村、中谷原は4か村、下谷原は5か村の入会地であった。享保7年(1722)には新田開発願いが出されたが、入会村々から反対の嘆願訴訟が起きた。しかし、享保15年～18年にかけて、谷原新田は流作場新田と同じく寛播磨守によって検地が実施された。上谷原新田は38町7反6畝12歩、中谷原は55町4畝15歩、下谷原は60町歩、合わせて154町歩弱に及んだ²⁰⁾。一方、原地新田検地は、吉間村の妙原原地新田が21町3反7畝27歩、猫島村原地新田は20町6反1畝18歩、田宿村原地新田は19町4反5畝24歩、下妙原新田は8町9反1畝27歩、松原原地新田(現在の大字新井新田)が40町8反4畝6歩であり、あわせて100町歩以上である。このうち、田宿村と猫島村の原地新田は村請けで行われた。

以上のように、小貝川流域の常陸国真壁郡においては、流作場・沼地新田検地は享保期末と寛保期の2回行われ、原地新田は2回目の流作場新田検地よりやや遅く延享期に実施されたことが明かとなった。

Ⅲ 流作場新田の検地

Ⅲ-1 流作場新田検地の実施過程

流作場は河川や湖沼の沿岸にあって、堤外地であるために水害を受け易い不安定な土地である。水

害が起これば収穫はないが、洪水によって堆積した土壌はむしろ肥沃であり、収穫量の多い年もある²¹⁾。不安定であるがゆえに、流作場の田畑は村高から除外され、本田畑の経営に必要な草肥の供給地（秣場）としての性格を強く持っていた。このため、流作場は1か村または村々の入会地とされるか、個人所持地となっていた場合でも、多くはその所持耕地の境が明確ではなかった。

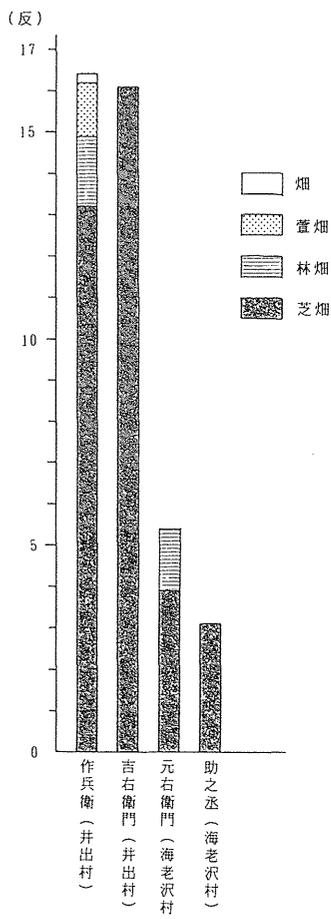
このような流作場の新田検地は、従来の研究では元文4年(1739)より始まったとされてきたが²²⁾、明野町域の流作場新田のように、少なくとも8年前には検地が実施された。すなわち、享保改革期には、対象地域を異にする2回の流作場新田検地が実施され、1回目は享保16年(1731)に始まる寛播磨磨石による検地であり、2回目は神尾若狭守の検地である。2回目の検地は元文4年にまず検分が行われ、寛保元年(1741)から翌2年にかけて検地が実施された。しかし、寛保2年の5月と8月に大洪水が起こったため、寛保3年に検地を再度実施している。この2度目の検地によって、流作場の年貢は定免法ではなく、毎年の豊凶を配慮した検見取りで賦課されることとなった²³⁾。

常陸国真壁郡の小貝川流域では、元文4年3月に幕府新田方の堀江荒四郎一行が流作場の検分に訪れた²⁴⁾。小栗村、井出村、海老沢村を始めとする村々の名主が寄り合い、年貢割付などの関連文書と川通り絵図を仕立てて検地役人一行を待ち受けた。堀江荒四郎らは小栗村に泊まり、絵図をもとに川通りを一通り検分して検地の準備を進めた。翌5年の4月、堀江荒四郎は検地役人を派遣し、改めて流作場の検分を行わせている。ところが、寛保2年(1742)5月晦日、小貝川の大洪水が起こった。5日間も雨が降り続いたために、高さ6尺(約1.8m)の堤を超えて水が溢れ出た。村役人らがこの洪水による被害をいかに普請すべきかと相談していたところ、8月に再度大洪水が起こった。このため、村の自力で普請することができず、幕府へ御救普請を願い出るようになった。ようやく、その願いが叶い、翌3年の6月1日から7月22日にかけて川普請が行われた。この間、小栗村では流作場の所持者が明確でなかったため、4月に19の境塚を立てて所持地の境界を確定した。このように、2回目の流作場新田検地は、水害によって中断を余儀なくされ、元文4年から寛保3年まで、丸5年間で費やして実施された。

Ⅲ-2 井出村海老沢村の流作場新田検地

井出村と海老沢村では、水害の御救普請が終了した寛保3年(1743)11月に検地が行われた。この検地は堀江荒四郎以下、御勘定役山崎岡右衛門、吉田源之助、市川庄左衛門らによって行われた。この時に作成された「常陸国真壁郡井出村海老沢村流作場検地野帳」²⁵⁾によれば、4町8畝27歩が高入れされることとなったが、翌年にも再度検地が行われ、延享元年「井出村海老沢村入会流作場新田検地帳」²⁶⁾によると、実際に高入れされたのは1畝9歩多く、4町1反6歩であった。

井出村海老沢村流作場新田検地の内訳は、第3図に示したように、芝畑が3町6反3畝24歩と89%を占めており、林畑が3反1畝6歩、萱畑が1反3畝15歩、畑はわずかに1畝21歩に過ぎない。したがって、流作場新田検地は、耕地を課税の対象とするためというよりも、草肥とする萱を採取する萱畑や芝畑を課税の対象とするものであった。すなわち、小貝川流域では当時すでに萱が広く売買されており、農民の現金収入源の一つとなっていたことを示唆しているといえよう。



第3図 流作場新田の名請人別開発面積 (1744年)

資料)延享元年「常陸国真壁郡井出村海老沢村流作場新田検地野帳」稲葉茂家文書

猿郷の原地新田は、横塚村、蓮沼村、栗崎村、門井村、小栗村、稲荷宿、横島村、成田村、太郎丸村、市野辺村、稲野辺村の近隣11か村の入会地であった。猿郷に隣接する横塚村・蓮沼村は、村請けによって1町歩を金2分で開発することを願い出た²⁷⁾。すなわち、入会地に隣接する村は、新田開発の奨励を機に、他の入会村々を排除し、入会地を自村の土地に組み入れたのである。

蓮沼村の原地新田検地帳は残されていないが、その開発石高は97石7斗5升である。他村の原地新田検地帳では、林畑と芝畑を1反で2斗の石盛としているため、この換算率を用いると蓮沼村の原地新田の開発面積は48町8反7畝12歩となる。一方、横塚村の石高は78石7升6合であったので、同様に換算すると39町3畝24歩と推定される。しかし、延享3年「常陸国真壁郡横塚村原地新田野帳」²⁸⁾によれば、35町8畝14歩が高入れされた。この検地面積は推定値と4町歩も誤差があるため、蓮沼村もその約9割として約44町歩と推定すれば、蓮沼村と横塚村の猿郷原地新田の合計は、約80町歩と推定することができる。横塚村の35町8畝14歩の原地新田は、番外を含めて180筆を数え、この内訳は

流作場の所持者は井出村、海老沢村各2名であり、いずれも名主層であった。このうち、井出村2名の所持地が80%を占めている。井出村の作兵衛は芝畑を1町3反2畝3歩、林畑を1反6畝18歩、萱畑を1反3畝15歩、これに畑1畝21歩を所持した。同じく井出村の吉右衛門は芝畑のみであるが、1町6反1畝12歩を所持した。一方、海老沢村の名主であった元右衛門は芝畑を3反9畝6歩、林畑を1反4畝5歩所持した。海老沢村の助之丞は、芝畑3反1畝3歩のみであった。

このように、井出村海老沢村流作場新田の開発者は名主層のみであり、彼らは流作場新田から萱を採取し、これを換金して年貢を納めることになった。この検地によって、他の農民は入会地としての利用が失われるにもかかわらず、反対を唱えた文書はない。この理由は不明であるが、原地新田と関連して考察すると、個々の採草場が原地新田検地によって確保されたためと推察される。

IV 原地新田の検地

IV-1 原地新田検地の実施過程

原地新田検地は、2回目の流作場新田検地よりやや遅れて、延享3年(1746)4月から実施された。この過程を、検地以前は入会地であった猿郷と谷嶋原の例で検討していくことにしよう。

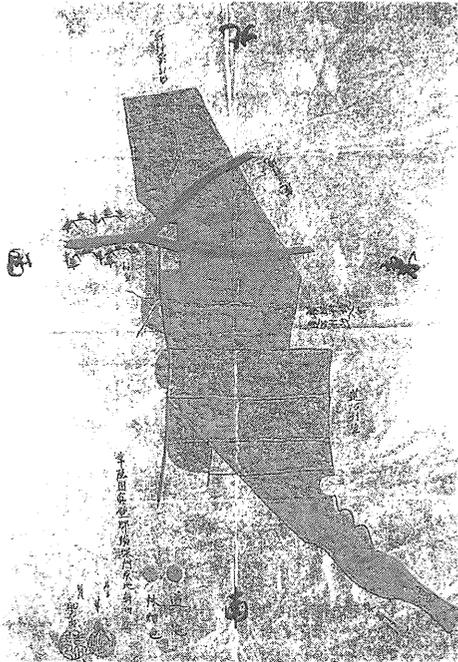


写真1 横塚村原地新田絵図(1746年)
(谷口喜雄家所蔵)

林畑が30町9反4畝14歩、芝畑が3町8反2畝21歩(番外1反9畝を含む)であるのに対し、畑は3反1畝9歩に過ぎない。写真1の「横塚村原地新田絵図」にもみられるように、林畑が実に88%を占めた。また、絵図には描かれていないが、死馬捨場1か所(24×20間)、二十三夜塚・庚申塚1か所(18×10間)が設けられていた。

一方、谷嶋原における原地新田検地は、門井村、細田村、徳永村、蓮沼村で実施され、開発予定面積は54町8反2畝11歩であった。神尾若狭守春央の命を受けて実際に検地を行った役人は、御勘定役の依田茂八郎と久保田伝七郎、大川通り御普請役流作場手代出役の荻野藤八郎、八木仙右衛門、佐藤庄八であり、5か村それぞれに検地が行われた。

門井村の「常陸国真壁郡門井村原地新田検地帳」²⁹⁾によれば、その開発面積の合計は37町24歩、石高は75石8斗9升8合に及び、開発予定面積の67%を占めた。細田村では、宇神明台の12筆のみであり、林畑の7反4畝21歩を高請けし、その石高は1石4斗9升4合に過ぎない³⁰⁾。徳永村では、見附畑が1町1畝15歩、その石高は3石4升5合、林畑は4町8反21歩、石高9石6斗1升4合、芝畑は1町6反2畝27歩、石高3石2斗5升8合が高請けされた³¹⁾。蓮沼村では原地新田検地帳が現存していないために正確な開発面積が不明であるが、開発予定面積54町8反2畝11歩から他の3か村の開発面積の合計を差し引きすると、蓮沼村では9町6反1畝23歩が開発されたと推定される。このように、谷嶋原の原地新田も54町8反2畝11歩に及ぶ大規模開発ではあったが、その67%は門井村の所持地であり、他の村のそれはごくわずかに過ぎなかった。

以上のように、新田といっても、原地新田はわずかに畑地があるに過ぎず、多くは林畑すなわちアカマツやクヌギ・コナラなどの平地林や芝地である。しかし、猿郷や谷嶋原に隣接する村では、原地新田開発の奨励を機会に、多くの村々の入会地を自村の土地に組み入れるため、村請けで開発金を支出した。この結果、入会利用を行っていた他の村々は、その権利を失った。

Ⅳ-2 谷嶋原の原地新田検地

谷嶋原の原地新田の約67%を占めた門井村を取り上げ、その実態を延享3年4月「常陸国真壁郡門井村原地新田検地帳」の分析を通して検討する。門井村の開発面積は37町24歩、石高は75石8斗9升8合である。開発地の地目は、見附畑、林畑、芝畑に区分されている。畑地として高請けされたが、

これらの地目はいずれも下々畑の等級も付けられない痩せた土地であった。このうち見附畑は見つけものの畑の意味であり、林畑や芝畑よりも良い土地ではあるが、石盛は下々畑よりも低い反当たり3斗に過ぎない。林畑はアカマツを植えたほかはクヌギ・コナラ等の雑木林であり、もっぱら薪用の伐採や下草の採取に利用され、石盛は反当たり2斗である。芝畑は堤などに敷く野芝を採取する土地で、石盛は林畑と同様に2斗であった。このように畑とはいっても、辛うじて畑作物を栽培できる畑は見附畑のみである。それにもかかわらず、原地が検地の対象とされたのは、すでに燃料としての薪や肥料としての萱が商品価値を持ち、これによる農民の収益が幕府にとって見逃すことができないものとなっていたためと考えられる。

第4図は、見附畑・林畑・芝畑の地目ごとに、石高の多い名請人順に配列し直したものである。第4図aの見附畑は32筆、名請人31名であり、面積1町8反8畝6歩、高5石6斗4升6合であった。すなわち、門井村の開発石高75石8斗9升8合のうち、見附畑はわずか8%に過ぎない。一方、第4図bの芝畑は221筆、名請人99名、面積17町2反1畝27歩、高34石4斗3升8合であった。第4図cの林畑は検地帳に記載された面積が17町9反21歩、高35石8斗1升4合であるが、筆別に合計すると208筆、名請人106名、面積は17町9反1畝9歩、高35石8斗4升6合であり、筆別合計の方が若干多くなっている。この検地帳が写本であるため、このような差異が生じたものと考えられる。この誤差はともかく、芝畑は開発石高の45%、林畑は47%を占めており、畑の新田開発とはいっても実態はきわめて零細な開発であったといえよう。この他、検地帳では堤切場が4か所、成就院の敷地が25間四方、庚申塚が7×6間の土地に建立され、死馬捨場が2か所(12×9間、34×6間)に設けられたことが記載されている。

土地を宛がわれた名請人別に第4図をみると、一部の農民がかなり多くの持高を所持し、特に見附畑は31名と村内の有力者のみに配分された。一方、第4図aとbのように、村落構成員の持高と若干の寺持は、林畑・芝畑においておおよそ3ないし4段階程度の持高に区分されて配分されたことがわかる。また、検地帳に記載された名請人の数からみて、ほぼすべての村落構成員に配分されており、共有の村持分は芝畑9畝3歩、林畑27歩のみである。延享3年当時、門井村は9給の相給村落であった。このため、原地新田高75石8斗7升9合は、それぞれ9人の領主にその石高に応じた新田開発地の配分を行う必要がある。このため、開発主体となった一部の農民層を別にすれば、門井村の名請人の新田持高は彼らの持高に応じて公平に均等配分されることとなったものと考えられる。ただし、入会地の土地そのものを分轄したかどうかは疑問である。

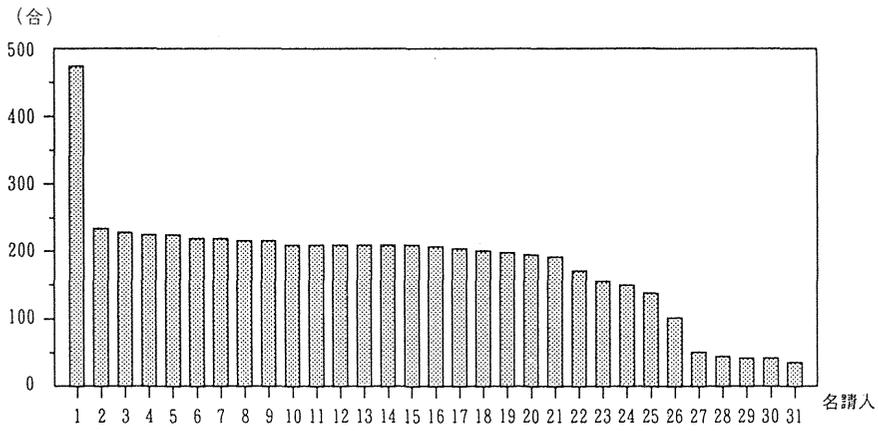
以上のように、原地新田検地は、入会地であった平地林や芝地を個人所持に分けて課税の対象にした。この結果は、入会地は解体し、個々の農民が薪や萱を採取・販売し納税することとなった。

V 新田検地以後の地域変容

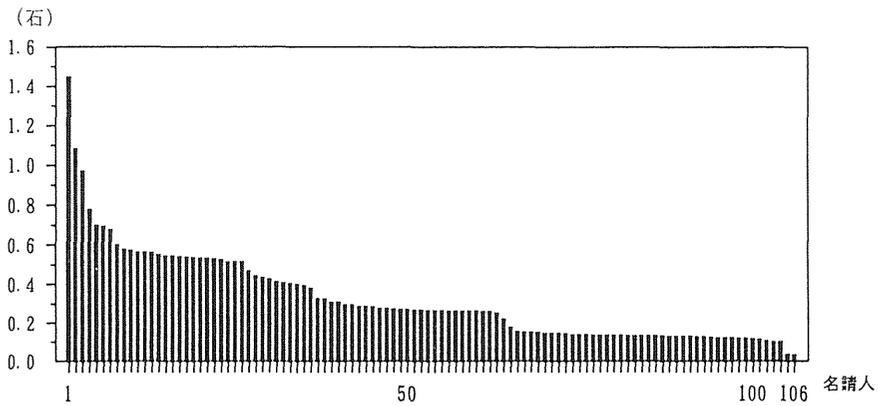
V-1 流作場新田をめぐる秣場争論の発生

享保改革期の流作場新田の開発は、肥料採取地である入会の秣場を減少させた。この地域では下館町や笠間町に肥料問屋があり、すでに寛文期から金肥として干鰯が使用されていたようであり³²⁾、

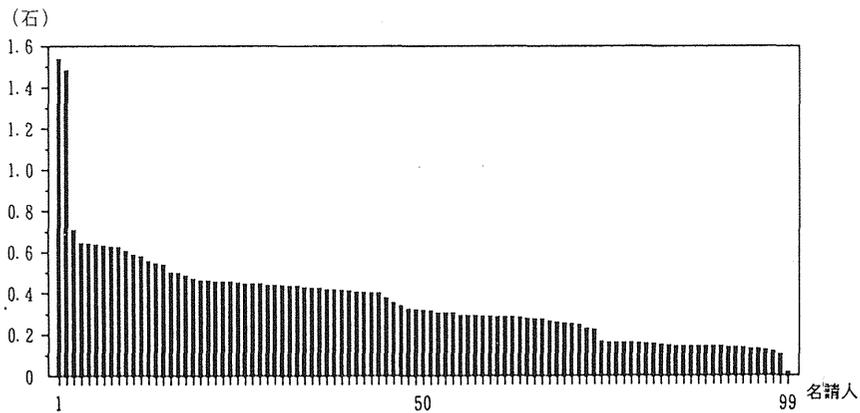
a) 原地新田の名請人別持高一見附畑一



b) 原地新田の名請人別持高一芝畑一



c) 原地新田の名請人別持高一林畑一



第4図 原地新田の名請人別持高 (1746年)

資料)延享3年「常陸国真壁郡門井村原地新田検地帳」より作成。関口卓夫家文書

入会地の解体はさらに農民の金肥購入を促すこととなったと考えられる。商品作物の栽培が進み、金肥の購入が増加すると、宝暦・天明期には農民の階層較差を生み、折からの自然災害と相まって、農村の荒廃をもたらした³³⁾。窮乏した農民は秣場を求め、すでに入会ではなくなっていた流作場新田の利用をめぐる争いが生じるようになった。新田検地から約1世紀後の天保12年(1841)3月に起こった井出村と川澄村の争論は、井出村海老沢村流作場新田をめぐる秣場争論である³⁴⁾。

写真2の「井出村川澄村流作場争論絵図」³⁵⁾に描かれているように、争論の対象となった場所(論所)は、現在の宇向河原、館野、一町田であった。このあたりは小貝川の流路がしばしば変わったようであり、現在では論所は左岸であるが、絵図では右岸に描かれている。この流作場の芝畑に、井出村の太郎兵衛が自分の名前を記した杭を立てたことから争いが起きた。

川澄村の瀬兵衛・兵右衛門・友蔵・勝右衛門・力蔵の5人は、向山の芝畑は自分らの所持地であると主張し、井出村の太郎兵衛の処置は違法であると奉行所に申し立てた。これに対して、天保12年7月10日の朝、川澄村の者によって流作場の雑木が切り倒されたことを知った太郎兵衛は、ここは自分が所有していた宇一町田の中畑1反7畝29歩であり、宝暦12年(1762)の洪水で8畝10歩に土砂が堆積したため、やむなく秣場としていた所であると幕府評定所に反論の訴えを起こしている³⁶⁾。

この流作場争論がいかに決着したかは不明であるが、流作場は「川欠変地」の場所と訴訟文書に記されているように、洪水によって所持地の境が不明瞭となりやすく、また畑地であっても元の秣場として利用されたために、このような争いがしばしば発生したものと考えられる。享保改革期における

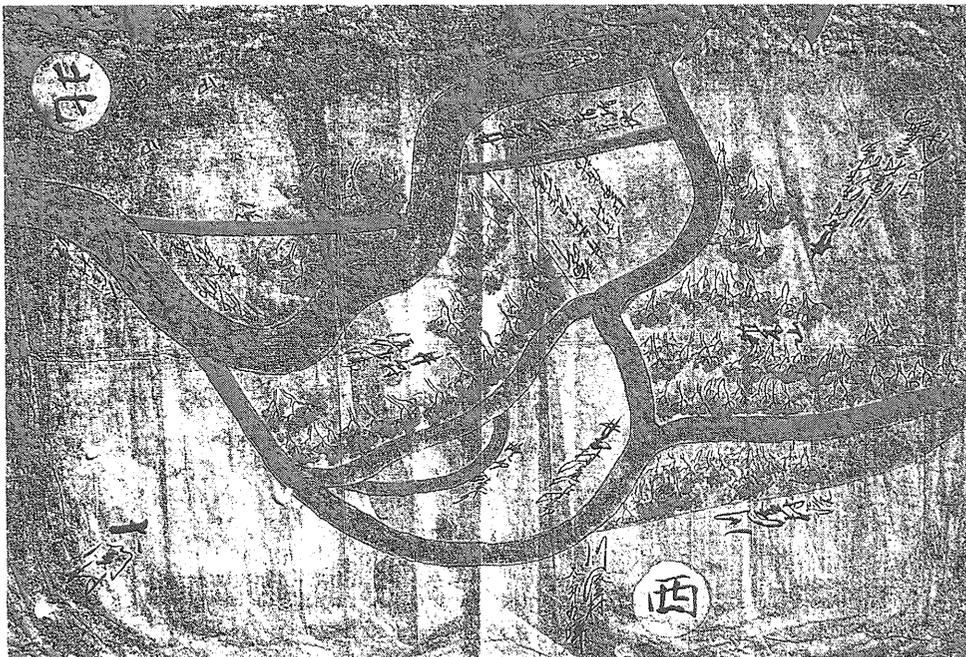


写真2 井出村川澄村流作場争論絵図(1841年)
(野沢 清家所蔵)

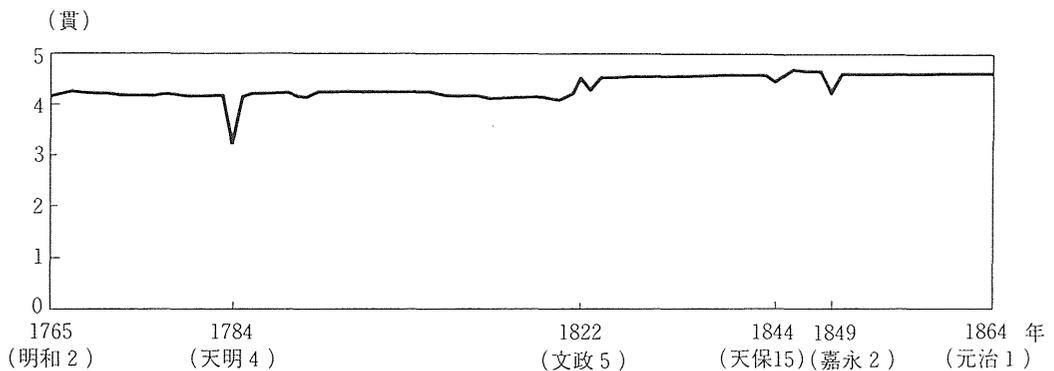
流作場新田検地は、一時的に土地の所持者を確定し、年貢の増徴に結びついたが、宝暦期には2～3年に1度の割合で水害が発生しており³⁷⁾、度重なる洪水の被害と秣場の必要性から耕作を放棄した場合が多く、所持者も判然としない状況となった例が多かったものと考えられる。

V-2 原地新田の薪生産と獣害の発生

谷嶋原の門井村原地新田のように、村落構成員に配分された原地新田は薪や草肥の採取地として利用された。原地新田の年貢は、一般的に近世後期の本田畑の年貢納入が激減したのに対して、第4図に示した猿郷の横塚村原地新田における年貢皆済額の推移のように、幕末まで安定して納入された。第5図は明和2年(1765)から元治元年(1864)までの横塚村新田年貢皆済目録より作成したものである³⁸⁾。これによれば、天明の飢饉以外はほぼ年貢が皆済されており、文政5年(1822)以降にはむしろ年貢納入額が上積みされている。すなわち、享保改革期以降さらに薪や草肥の売買が盛んに行われるようになり、農民にとっても重要な収入源となったと考えられる。

明治2年(1868)の横塚村の「村明細鑑帖」³⁹⁾によれば、当時の主な畑作物は大豆・小豆・粟・稗・大麦・小麦・陸稲・芋・大根・蕎麦・木綿であった。また、農閑余業として、男は薪と芝草を取り、女は木綿をいたし、炭は御座無候とある。したがって、農民にとっての重要な換金作物は木綿であり、また薪であったことがわかる。幕末まで常陸国真壁郡では製炭は行われていなかったようであるが、薪は鬼怒川水運によって江戸市場へ出荷された。明治10年における東京市場への薪入荷量は、関東地方ならびに伊豆の中で常陸国が最も多く、なかでも松薪は約2,064万本にもものぼっていた⁴⁰⁾。

しかし一方では、すでに享保8年(1723)に流地禁止令が撤回されている上に、宝暦・天明期の農村荒廃によって農民の階層較差が拡がり、本田畑と同様に原地新田も売買されるようになった。たとえば、天保8年(1837)12月の質地証文では、林畑8畝9歩を質入れし、金2歩が借用されている⁴¹⁾。このような質地証文が残されていることから、村落構成員に配分された原地新田は一部の有力農民へ集積されていったことが明かである。



第5図 横塚村新田における年貢皆済額の推移

資料)「横塚村新田年貢皆済目録」各年次より作成。谷口喜雄家文書

また、原地新田においては、特にアカマツ薪の伐採が盛んに行われた結果、平地林に棲息していた猪や鹿が苗代の時期になると出没し、田畑への被害をもたらすようになった。寛延4年(1751)2月には、すでに猪・鹿による被害が生じ、その原因を原地新田の開発にあるとして、駆除のために鉄砲の拝借を願い出ている⁴²⁾。野獣に対する鉄砲の拝借願いは、宝暦・天明期まで頻繁に提出されており、幕末の記録では真壁郡内で猪41頭、鹿3頭が捕獲された⁴³⁾。このような本田畑を荒らす獣害は、農村荒廃の間接的な要因の一つともなつたと考えられる。また頻繁な鉄砲の拝借願いの提出は、平地林に棲息していた猪や鹿が、享保改革期以降に相当数捕獲され続けたことを示唆しており⁴⁴⁾、原地新田の開発は生態系の変化をももたらしたといふことができよう。

VI おわりに

本研究では、常陸国真壁郡における享保改革期の流作場・原地新田の開発過程を明らかにし、また新田開発による地域への影響を考察した。この結果、以下の点が明かとなり、これを地域変容の視点から考察すると、第6図のように示すことができる。第6図をもとに、享保改革期における流作場・原地新田の開発が、常陸国真壁郡の小貝川左岸地域に与えた影響を考察することによって、本研究のむすびとする。

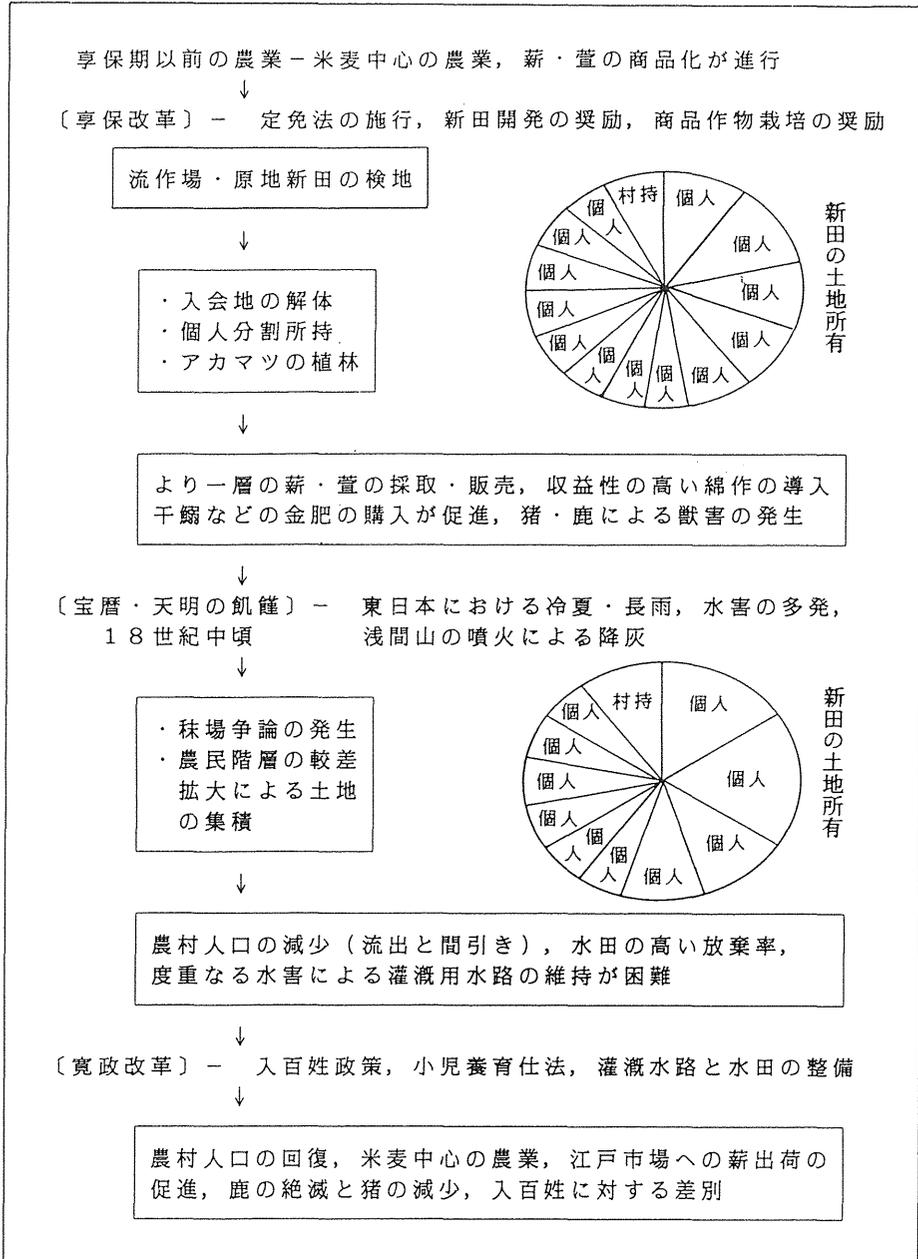
享保改革期における流作場・原地新田は、幕府勘定所新田方の設置後いち早く実施された紫雲寺湯新田、見沼新田、飯沼新田などの沼地や湖沼を対象とした大規模開発とは異なり、幕府財政再建のために関東地方の幕府領と相給村落を対象に実施された村請新田であった。流作場新田の検地は享保期末と寛保期の2回実施され、原地新田は2回目の流作場新田検地よりやや遅く延享期に検地が行われた。

流作場・原地新田は、わずかに畑地があるものの、多くは林畑と芝畑であった。享保改革期に流作場と原地が新たな検地の対象とされたのは、すでに薪や萱が商品として農民の現金収入源となっていたことを、幕府が認識していたためである。幕府は薪や萱までも課税の対象として年貢の増徴を行った結果、流作場や原地の入会権は失われ、個人所持に分割された。また、幕府は商品作物の栽培を奨励し、農民は収益性の高い商品作物の栽培と、薪の採取・販売を積極的に行った結果、農民はより多くの金肥を購入することになった。

流作場新田は、隣接する村の名主層によって開発・所持されたが、洪水にともなう河川流路の変化によって、所持者が不明確になるほど荒廃し、一時的に年貢の増加につながったとしても、元の秣場としての利用に過ぎなくなり、秣場争論の再発を招いた。

原地新田は村請新田として開発され、村落構成員はその持高に応じて原地新田を配分されたため、流作場新田と同様に、従来の入会利用を解体させた。これにより、農民はより一層アカマツを植林し、薪や萱を採取するようになり、特に松薪は江戸市場へ盛んに出荷されるようになった。また、平地林に棲息していた猪や鹿は、原地新田の開発により棲息地を失い、農民は本田畑の維持のために猪や鹿を多数捕獲し、地域の生態系を変化させた。

このような時期、すなわち近世後期は冷夏・長雨が続く気候であり⁴⁵⁾、天明3年(1783)には浅



第6図 常陸国真壁郡小貝川流域における流作場・原地新田の開発と地域変容

間山が噴火して降灰に見舞われ，小貝川流域では頻繁に洪水に襲われた。自然災害と獣害，さらには金肥の購入による経済的な困窮が，宝暦・天明期の農村荒廃をもたらした。農民の階層較差は広がり，都市へ流出する農民が増加し，困窮した農家は間引きや墮胎を余儀なくされた。人口が半減する村落もみられ，特に度重なる水害によって灌漑水路の維持が困難となり，水田の耕作放棄が著しい。田畑はいうに及ばず，村落構成員に配分されていた原地新田の所持地も売買され，一部の農民によって土

地が集積されていった。

寛政期になると、このような北関東における農村の荒廃を復興すべく、岸本武太夫や竹垣三右衛門ら幕府代官によって、越後・越中・加賀からの入百姓政策、間引き禁止などの小児養育仕法、灌漑水路と水田の整備、金肥の購入対策などが実施された。農村復興は、文化・文政期にかけて徐々にその成果が現れ、半数近くに減少した人口も回復したが、浄土真宗を宗派とする入百姓への差別は高度経済成長期まで続いた。

喜寿を迎えられた菊地利夫先生の御指導に感謝を申し上げ、小論を謹呈させていただきます。協和町史編さん室の大谷昌良氏、川又正弘先生、佐々木清光氏、明野町史編さん室、本稿で利用させていただいた古文書の所蔵者の皆様に謝意を申し上げます。なお、本研究は平成4年度歴史地理学会奈良大会において報告した。

注・参考文献

- 1) 辻達也(1963)：『享保改革の研究』創文社、p.287.
- 2) 大石慎三郎校訂(1969)：『地方凡例録 下巻』近藤出版社、94.
- 3) 森杉夫(1965)：近世における徴租法の転換—畿内綿作徴租法を中心として—。史林48-1、1～39.
- 4) 大蔵省編纂(1922)：『日本財政経済史料 卷六』財政経済学会、1044～1051.
- 5) 大石学(1980)：享保改革期における流作場開発政策と村落—下利根川流域野木崎村を中心に—。徳川林政史研究所紀要、昭和54年度、476～518. 利根川と鬼怒川の合流点に位置する茨城県北相馬郡守谷町野木崎を事例に、流作場新田の開発が入会を解体させ、享保改革における年貢増徴政策こそ宝暦期以降の農民闘争の要因であったと指摘している。
- 6) 松尾公就(1983)：享保改革末期の新田政策。北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、379～410. 桜川流域の流作場新田が幕府の領有に組み入れられた過程を分析し、幕府と個別領主の領有権について論じている。
- 7) 林 敬(1985)：享保期新田検地にみえる年貢増徴策と地主制。茨城県史研究54、1～25. 享保改革における村請の新田開発は、幕府が新田地主と共生関係を結び、恒常的な年貢増徴を果たしたと指摘している。
- 8) 大谷貞夫(1986)：『近世日本治水史の研究』雄山閣、303～348. 大谷貞夫は流作場新田の検地時期を寛保検地と延享検地の2回に区分しているが、本研究では延享検地は寛保検地に続く一連の検地として捉えることにした。また、大井川流域でも流作場新田検地が行われた可能性が指摘されている。
- 9) 大関久仁子(1989)：常州桜川流域における流作場新田検地。土浦市立博物館紀要1、55～69. 現つくば市栄地区の7か村入会芝地が寛保、宝暦、明和期に流作場新田検地の対象とされたにもかかわらず、結局検地を施行することができなかったことを明らかにした。
- 10) 菊地利夫(1977)：『新田開発 改訂増補』古今書院、538p.
- 11) 福田徹(1986)：『近世新田とその源流』古今書院、311p.
- 12) 協和町、中島貞明家文書。
- 13) 延享元年「芳賀郡上江連村流作場新田検地帳」、延享3年「芳賀郡上江連村原地新田検地帳」、栃木県芳賀郡二宮町、荒山茂家文書、延享3年「下野国芳賀郡物井村原地新田検地帳」、二宮町、小宅栄家文書、延享3年「下野国高田村原地新田検地帳」、二宮町、高山鉄雄家文書。
- 14) 延享3年「桜川通常陸国新治郡玉取村流作場新田検地帳」、同年「常州新治郡栗原村原地新田検地帳」、茨城県つくば市、佐藤茂家文書、同年「常陸国新治郡若森村流作場新田内割帳」、つくば市、大久保三郎家文書など。
- 15) 富山家文書。岩井市史編さん委員会(1993)：『岩井市史資料目録 第3集』岩井市、所収。
- 16) 協和町、海老沢藤助家文書。
- 17) 協和町、谷口喜雄家所蔵。
- 18) 協和町、大島一明家文書。
- 19) 明野町史編さん委員会(1990)：『明野町の村明細帳と戸口』。明野町、318p.
- 20) 明野町史編さん委員会(1990)：『明野の土地と谷原開発』。明野町、9～13.

- 21) 大石慎三郎校訂(1969)：『地方凡例録 上巻』近藤出版社, 95～103, 119, 135～136.
- 22) 前掲8) 参照.
- 23) 前掲5) 参照.
- 24) 「諸般記録」, 協和町, 小林隆一家文書.
- 25) 協和町, 古谷野達雄家文書.
- 26) 協和町, 稲葉茂家文書.
- 27) 文化5年「乍恐以返答書奉申上候」, 協和町, 谷口喜雄家文書.
- 28) 協和町, 谷口喜雄家文書.
- 29) 協和町, 関口卓夫家文書.
- 30) 延享3年「常陸国真壁郡古郡村内細田原地新田検地帳」協和町, 谷島茂一家文書.
- 31) 延享3年「常陸国真壁郡徳永村原地新田検地帳」, 協和町, 中島貞明家文書.
- 32) 古田悦造(1991)：近世末の下野国南東部における魚肥流通. 東京学芸大学紀要第3部門社会科学, **42**, 137～155.
- 33) 小野寺淳(1979)：北陸農民の北関東移住. 歴史地理学紀要, **21**, 175～195. 本稿における農村荒廢に関する記述は, 栃木県芳賀郡二宮町における農村荒廢の実態とその復興を考察した拙稿に依拠している.
- 34) 天保13年「差上申済口証文之事」, 協和町, 野沢清家文書.
- 35) 協和町, 野沢清家所蔵.
- 36) 天保12年「乍恐以返答書奉申上候」, 協和町, 野沢清家文書.
- 37) 協和町史編さん委員会(1988)：『協和町史料集 枝平内名主日記』. 茨城県協和町, 110p.
- 38) 協和町, 谷口喜雄家文書.
- 39) 「村明細鑑帖」, 協和町, 谷口喜雄家文書.
- 40) 内務省地理局編纂物刊行会(1985)：『明治前期地誌資料14 地理局雑報』ゆまに書房, 457.
- 41) 「相渡申原地証文之事」, 協和町, 広瀬半之助家文書.
- 42) 前掲37), 45～46.
- 43) 嘉永2年「乍恐以書付奉申上候」, 協和町, 谷口喜雄家文書.
- 44) 千葉徳爾(1960)：豊後水道沿岸における急斜階段耕地の成立. 地理学評論, **33-9**, 447-462. この論文では, 1730年代の野獸棲息密度を鉄砲数から推定している.
- 45) 山川修治(1993)：小氷期の自然災害と気候変動. 地学雑誌, **102-2**, 183～195.

Development of Riverside Land and Plain-Forest Land in Makabe-gun, Hitachi-no-kuni, in the Early Eighteenth Century: A Region Transformed by Shinden Reclamation

Atsushi ONODERA

This study identifies the process of development of shinden in *harachi* (plain-forest land) and *ryusakuba* (riverside land between levees and riverbanks) in the Makabe-gun of Hitachi-no-kuni during the Kyoho Reformation of the 1720s–1740s. In addition, it considers the effects of this development on the region, revealing the following points:

The development of new fields in *ryusakuba* and *harachi* was initiated in the Kanto region in order to help restoring the financial well-being of the Tokugawa Bakufu (government). New *ryusakuba* fields were tested around 1731 and again in 1743, with the *harachi* fields being developed somewhat later in 1746.

Few of these new fields were farmlands; most were pasture or forest fields. During the Kyoho Reformation, the bakufu began conducting land surveys in *harachi* and *ryusakuba* to control farmers in the area who were already growing cash crops such as bush clovers and *kaya* gra-

mineous plants. In order to raise more revenue, the bakufu began to tax these crops. As a result, forests in the flatlands and floodplains, which had previously been considered as common property, were now being divided into private lots. Moreover, the farmers were encouraged by the bakufu to plant other high-profit cash crops. They also intensified their harvest and sale of bush clovers, and began to buy increasing amount of fertilizer.

Ryusakuba shindens (new floodplain fields) were developed by the heads of adjacent villages. However, floods changed the river courses, resulting in disputes over their ownership. These areas were temporarily subjected taxation, but they eventually reverted back to their original uses as places to cut grass for compost. Arguments began to take place over the control of these areas.

Harachi shindens (new forest fields) were developed jointly by the elders of surrounding villages. All farmers in the villages were allotted new fields based on the amount of their other landholdings. Therefore, as with the floodplain fields, these areas became no longer common property. Farmers began to plant more Japanese red pines and to harvest more bush clovers and cogongrasses; Japanese red pine bush clovers sold especially well in the Edo market. Another consequence of new field development was the loss of habitat for wild boars and deer; many of these animals were captured by farmers in an effort to maintain their fields.

The climate of much of the 18th Century was characterized by cool summers and long periods of precipitation. To make matters worse, the eruption of Mount Asama in 1783 covered the area with volcanic ash, and the Kokai River watershed was plagued by incessant flooding. From the 1750s to the 1780s, financial problems caused by natural disasters, damage wrought by wild animals, and the purchase of fertilizer, devastated farming villages. Differences among social classes intensified, and more farmers began to migrate to cities. Troubled farmers with newborn babies were left with no choice but to kill them. The population of some villages fell by half. Irrigation canals which had been particularly hard-hit by flooding could no longer be maintained, causing widespread abandonment of paddy fields. This led to the sale of land, not only fields and rice paddies but also *harachi* shinden, which was bought by some farmers.

By the 1790s, the devastation of farming villages had abated with the help of bakufu officials, who implemented policies to encourage, among other objectives, in-migration, raising children through subsidies, the purchase of fertilizer, and the development of paddy fields and irrigation canals. In the 1810s and 1820s, a gradual improvement was beginning to take place; farming villages were being repopulated, although new villagers were subject to discrimination as late as the 1970s.